業　務　説　明　資　料

1　業務概要

（1）件　　名　ものづくり製造業のデジタル化推進・活用支援事業　業務委託

（2）履 行 期 間　契約日（令和４年７月頃）から令和５年２月 28 日まで

（3）履 行 場 所　浜松市内

（4）契約上限金額　5,600 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（5）目　　的　中小ものづくり製造業に対し、デジタルを使った生産性向上を支援するために、デジタル化の遅れによる危機感の醸成や導入事例などを学ぶセミナーを開催し、具体的な導入イメージを掴んだ上で地域企業のデジタル化を促す。

2　業務委託内容

「ものづくり製造業のデジタル化推進・活用支援事業」の運営

3　業務の仕様

(1)デジタル化推進・活用セミナーの開催

浜松地域企業を対象に、デジタル化の推進・活用等、啓発に繋がる異なる３つのテーマのセミナーを開催する。

■ 開催日：令和４年 10 月～12 月頃　※計３回開催
■ 場　所：浜松市内（状況を踏まえオンライン開催）
■ 対象者：デジタル化に関心のある経営者など
■ 定　員：30 名程度（受講料：無料）
■ その他：・セミナーの内容は中小企業等が聞いてもわかりやすいものとすること。
・開催方法については、情勢を踏まえオンライン・オフラインどちらでも開催できるようにすること。
・対面開催の場合の会場費は受託者負担とする。
・セミナー参加者へアンケート調査を実施すること。

(2)セミナー参加企業へのフォローアップの実施

(1)のセミナー参加者へのフォローを実施し、効率的なデジタル化の推進を促す。

- セミナー参加企業の中から、希望者へヒアリングを実施し、デジタル化推進のアドバイスを実施する。
- ヒアリングについては、オフラインまたはオンラインのいずれかで面談を行う。

4　成果物の提出

本事業終了後、履行期限までに次の事項についてまとめ、事業報告書２部、電子データ１部（ＰＤＦファイルなど）を提出すること。

・事業報告書には、前述「３　業務委託内容」の各項に係る実績を含めること。
・事業報告書には、本事業結果を踏まえた今後の展開に関する所見と助言を含めること。
・その他、委託者が指示したもの。

5　その他

・事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者と緊密な連携を図り進めるものとし、本仕様に定めのない疑義が生じた場合は、その都度協議の上対処するものとする。
・成果品の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属するものとする。
・本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
・本契約の契約期間以降において、本契約の受託者と異なる者が受託者となった場合、本契約の受託者は当該異なる受託者にお対し、本業務の引継を行うこと。